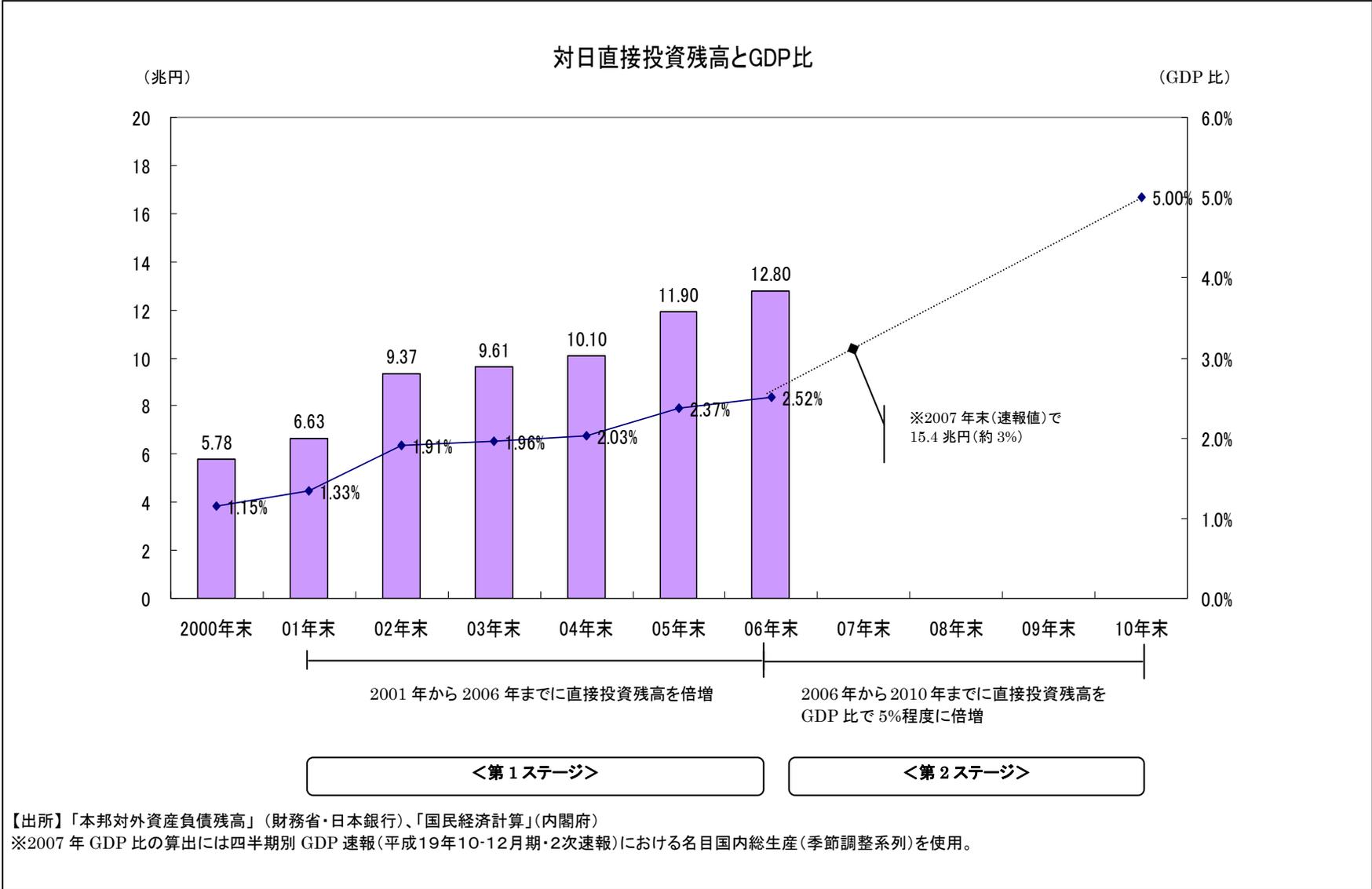


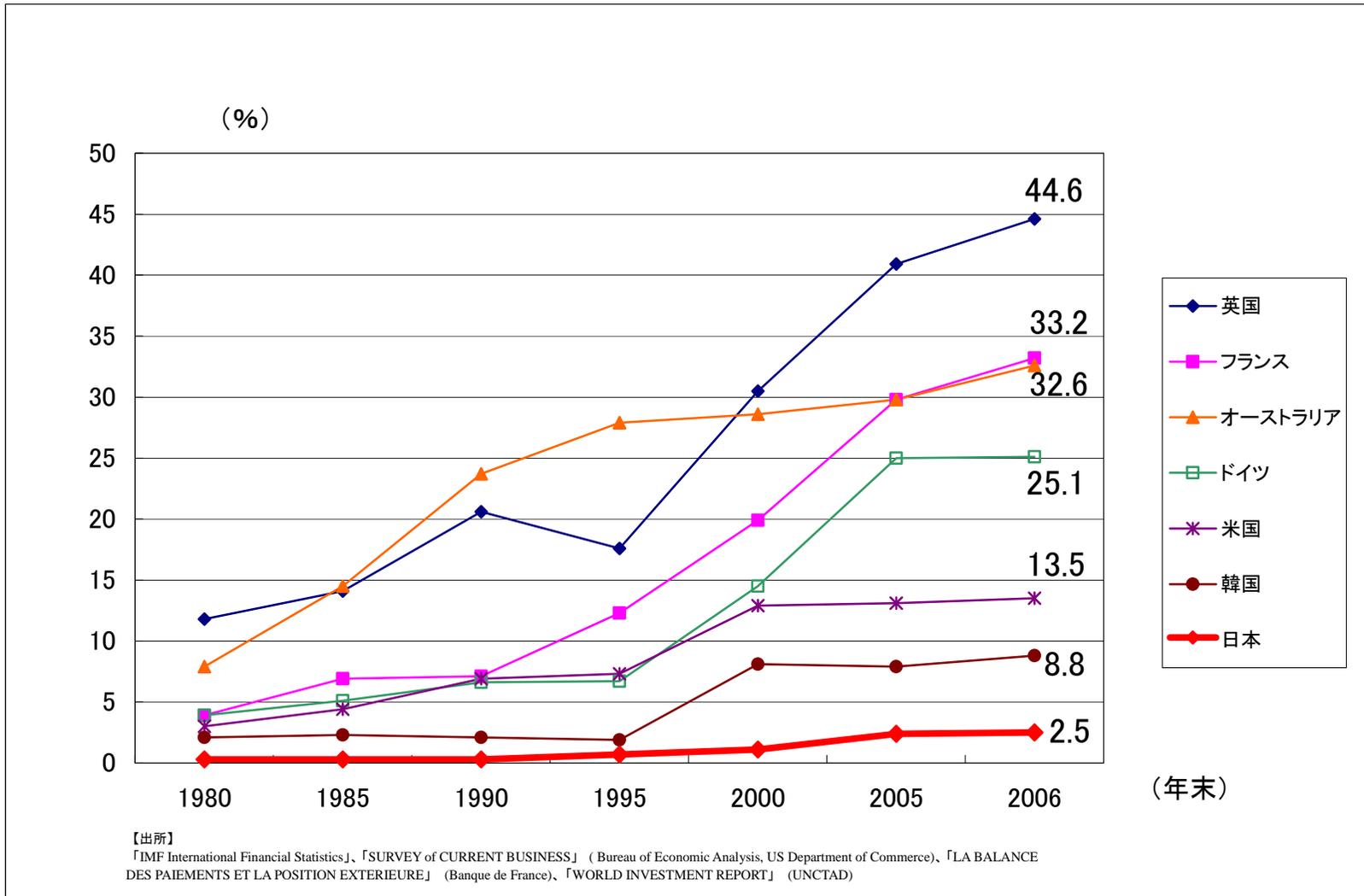
対日投資有識者会議提言
参考資料

参考資料 目次

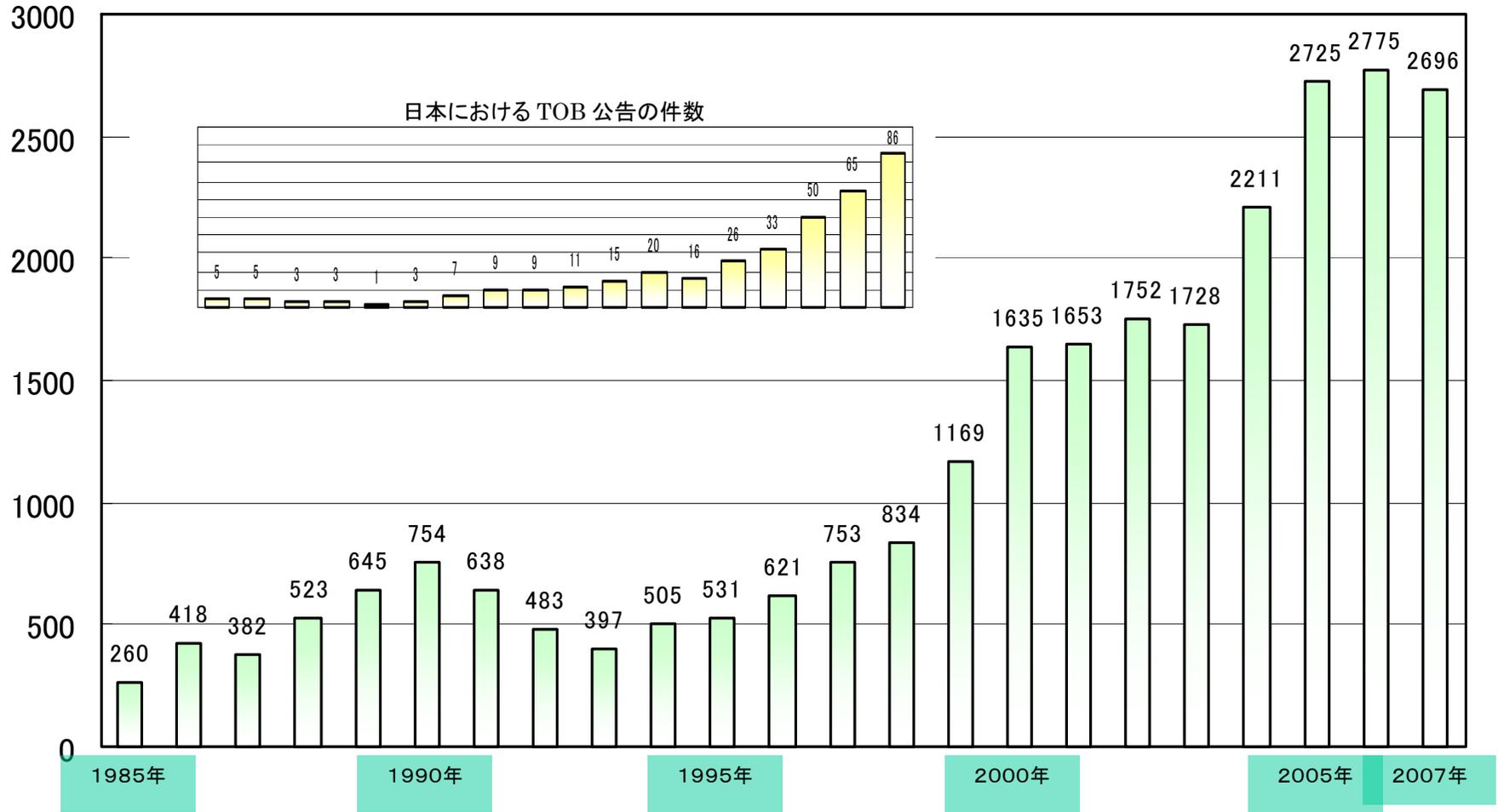
資料 1	対日直接投資残高と GDP 比	3
資料 2	諸外国の対内直接投資残高(GDP 比)	4
資料 3	我が国におけるM&A件数推移	5
資料 4	外国企業による日本企業に対するM&A	6
資料 5	革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略の概要	7
資料 6	主要国の法人実効税率の推移	10
資料 7	行政機関による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の 実施状況	11
資料 8	平成 20 年第 4 回経済財政諮問会議 有識者議員提出資料「政府機能の見 直しに向けて」(抜粋)	12
資料 9	対日投資有識者会議 海外ミッション調査結果(概要)(抜粋)	13
資料 10	独占禁止法関係資料	14
資料 11	グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ(GNI)	15
資料 12	対日投資有識者会議 海外ミッション調査結果(概要)(抜粋)	17



諸外国の対内直接投資残高(GDP比)

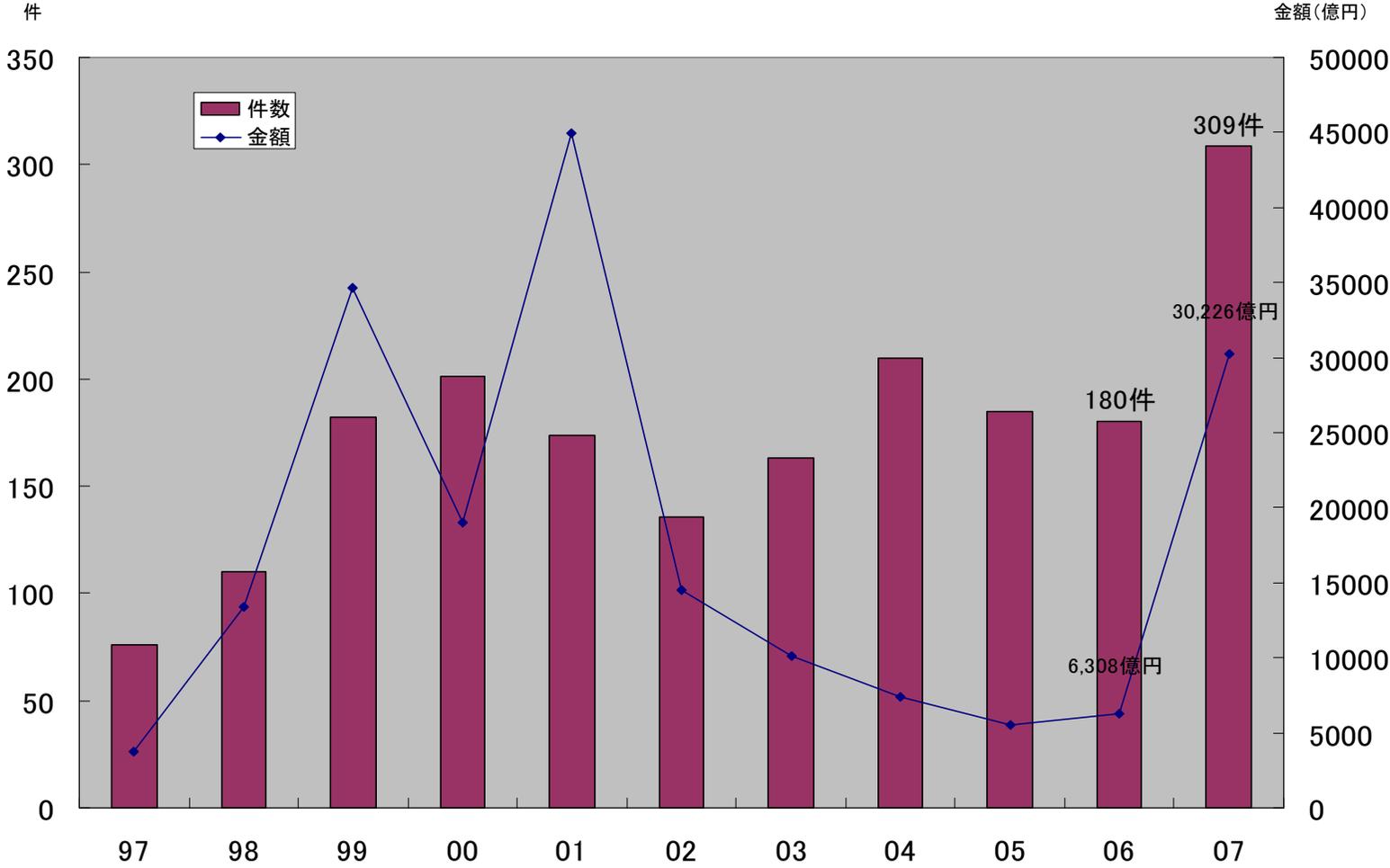


我が国におけるM&A件数推移



※件数は、公表ベースでカウント。最終的に断念・失敗したもの等も含まれる
出所：レコフ資料より経済産業省作成

外国企業による日本企業に対するM&A



※金額については、算定できるM&Aのみの合計金額
出所:レコフ資料を基に経済産業省作成

革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略の概要

世界最高水準の医薬品・
医療機器を国民に提供医薬品・医療機器産業
を日本の成長牽引役に平成19年4月
文部科学省
◎厚生労働省
経済産業省

日本先行開発・日本参加の世界同時開発を目指した施策群

①研究資金の集中投入

- ・医薬品・医療機器関連予算の重点化・拡充
- ・産官学による重点開発領域等の調整組織の設置
- ・研究開発税制の充実・強化の検討

②ベンチャー企業育成等

- ・研究資金の拡充
- ・施設や機器の共用化等
- ・企業化支援体制の整備、OB人材の活用、相談窓口の充実等
- ・審査手数料の支援検討
- ・医療機器の部材提供を活性化する方策の検討

③臨床研究・治験環境の整備

- ・国際共同治験の推進
- ・国民に重大な影響を与える疾患に対し、国立高度専門医療センターを中心に産官学が密接に連携して臨床研究を進める「医療クラスター」の整備
- ・橋渡し研究拠点、再生医療拠点、臨床研究体制の整備
- ・医療クラスターを中心とした治験の拠点化・ネットワーク化・IT化
- ・医師や臨床試験を支援する人材の育成・確保
- ・医師等の臨床業績評価を向上させるための取組
- ・臨床研究の規制の適正化の推進

④アジアとの連携

- ・重要な疾病について共同研究推進
- ・東アジアで収集されたデータの活用方法の共同研究

⑤審査の迅速化・質の向上

- ・新薬の上市までの期間を2.5年間短縮(ドラッグ・ラグの解消)
- ・審査人員を倍増・質の向上(3年間で236人増員)
- ・承認審査の在り方や基準の明確化、GCPの運用改善
- ・国際共同治験に関するガイダンスの作成、優先的治験相談の実施
- ・日米欧審査当局との間での共同治験相談の導入の協議
- ・医療機器の安全性を確保しつつ、治験・承認審査の合理化・簡素化を推進
- ・医療機器審査人員の充実・育成
- ・医療機器GCPの運用改善

⑥イノベーションの適切な評価

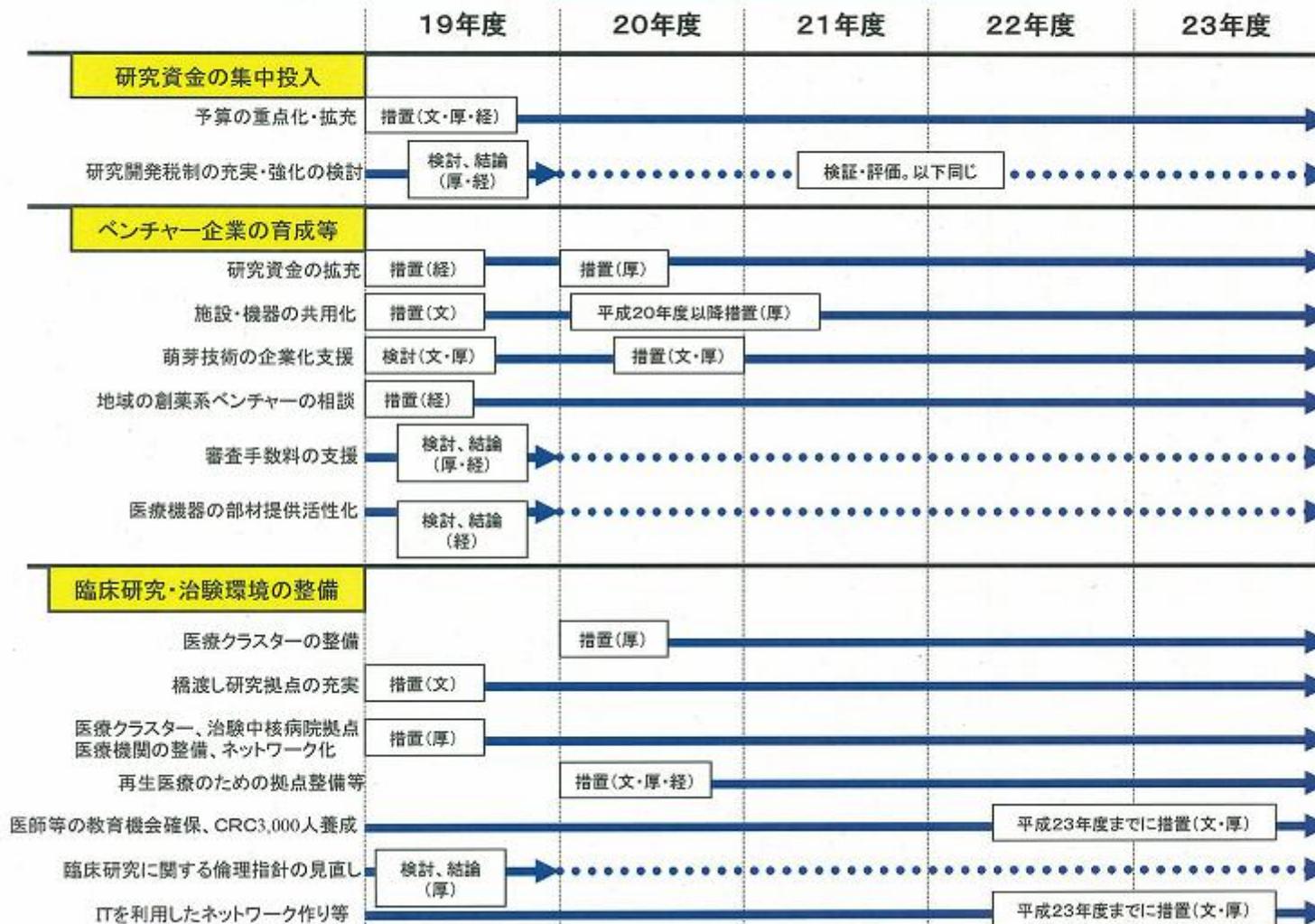
- ・薬価制度等における革新的な製品のより適切な評価の検討

⑦官民対話

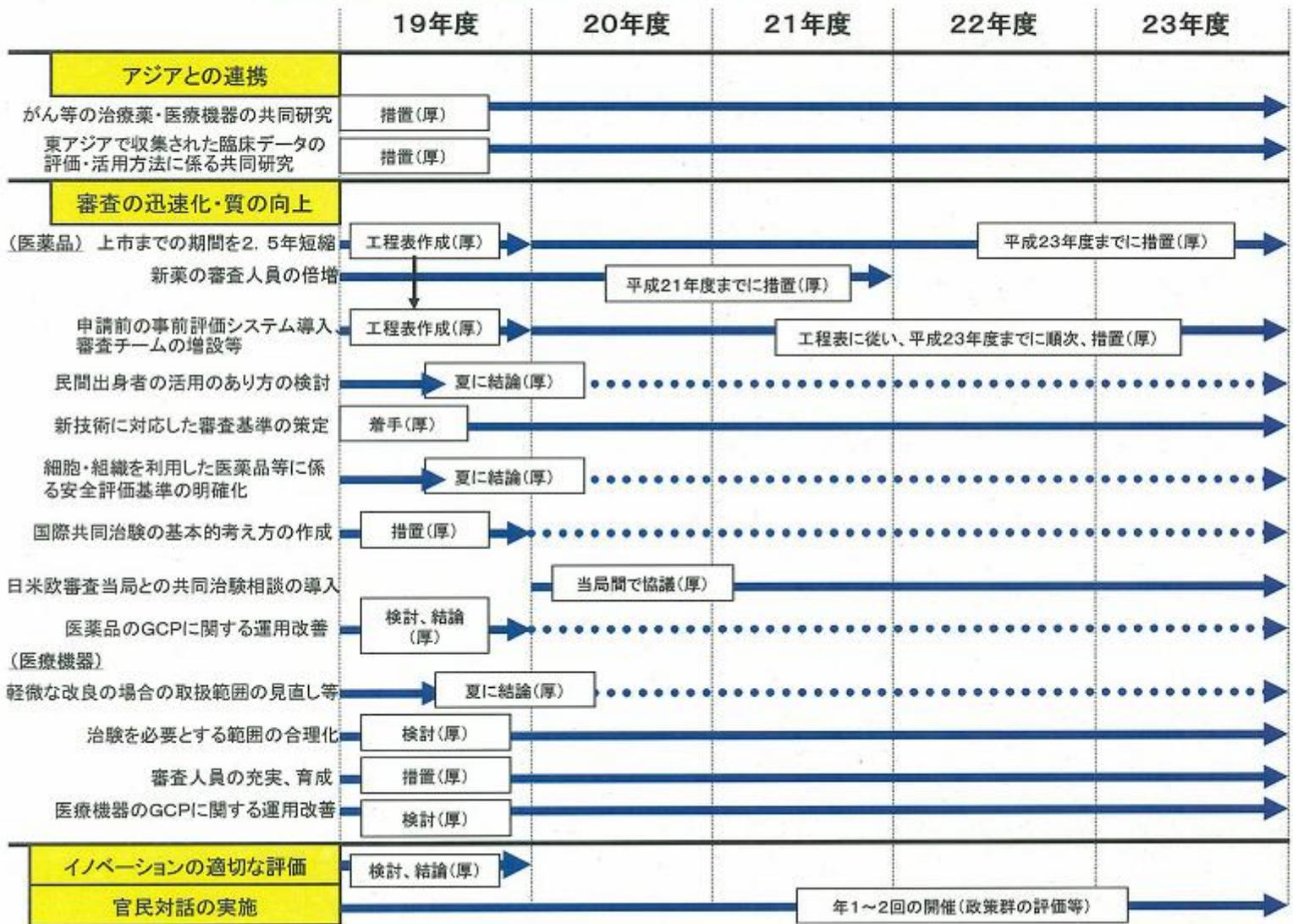
関係省・研究機関・産業界の連携強化

定期的な官民対話の実施

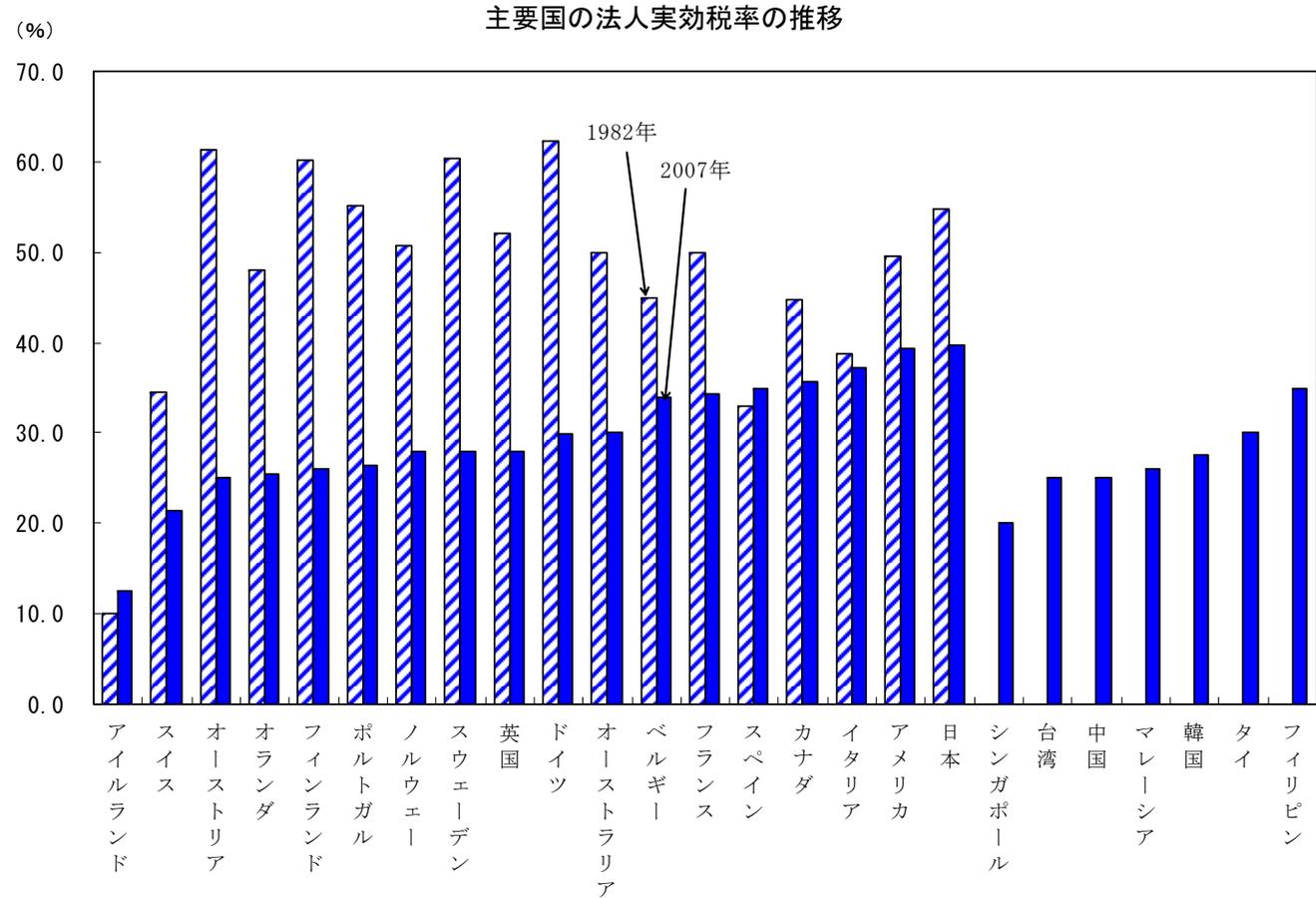
5か年戦略における主な取組のロードマップ I



5か年戦略における主な取組のロードマップⅡ



	1982年	2007年
アイルランド	10.00	12.50
スイス	34.61	21.32
オーストリア	61.30	25.00
オランダ	48.00	25.50
フィンランド	60.20	26.00
ポルトガル	55.06	26.50
ノルウェー	50.80	28.00
スウェーデン	60.40	28.00
英国	52.00	28.00
ドイツ	62.38	29.83
オーストラリア	50.00	30.00
ベルギー	45.00	33.99
フランス	50.00	34.40
スペイン	33.00	35.00
カナダ	44.80	35.60
イタリア	38.80	37.25
アメリカ	49.56	39.29
日本	54.70	39.75
シンガポール		20.00
台湾		25.00
中国		25.00
マレーシア		26.00
韓国		27.50
タイ		30.00
フィリピン		35.00



- (備考) 1. Institute for Fiscal Studies, OECD、JETRO「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」より。
 2. 直近年としては原則2007年の値を掲げているが、英国は08年4月以降の値、ドイツ、中国、マレーシアは2008年の値。
 また、シンガポール、台湾、韓国、タイ、フィリピンは06年の値。

行政機関による法令適用事前確認手続(日本版ノーアクションレター制度)の実施状況

(平成 18 年度)

府省等名	照会・回答件数	関係法令名 ※()内は件数
公正取引委員会	1	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(1)
金融庁	4	保険業法(2)、貸金業の規制等に関する法律(1)、信託業法(1)
総務省	1	電気通信事業法(1)
法務省	1	出入国管理及び難民認定法(1)
経済産業省	4	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(1)、電気用品安全法(1)、高圧ガス保安法(1)、電気設備に関する技術基準を定める省令(1)
合計	11	

※ 制度導入後の回答件数の推移

平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
9	14	20	23	8	11

(参考)

- ・ 「法令適用事前確認手続」(いわゆる「日本版ノーアクションレター制度」)とは、民間企業等が、将来行おうとする事業活動についての具体的な行為が特定の法令の規定の適用対象となるかを、その法令を所管する行政機関にあらかじめ書面で照会し、その行政機関が回答を行うとともに、当該回答等を公表する手続。
- ・ 本手続は、平成 13 年度から閣議決定に基づき導入されており、平成 16 年には対象法令の分野の拡大等、平成 19 年には対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等の見直しを実施された。
- ・ 本調査は、平成 18 年度の実施状況調査であり、平成 19 年の改正以前の状況を把握するもの。

出所:総務省

※ 在日米国商工会議所 ACCJ ビジネス白書 (抜粋)

「2001 年に導入されたノーアクションレター制度は、効果的に運用・実施されているとは言えない。2005 年に日本の各省庁から出されたノーアクションレターの件数は、わずか 8 件のみである。このようにノーアクションレターの数が少ないことから、制度が有効に機能していないことが見て取れる。実際に、政府職員からノーアクションレターの請求を行わないよう働きかけがあったと述べる企業もあり、報復を恐れて請求を撤回した企業も一部に見られる。(以下、略)」

出所:在日米国商工会議所、『ACCJ ビジネス白書 ー相利共生』(2006)

平成 20 年第 4 回経済財政諮問会議 有識者議員提出資料「政府機能の見直しに向けて」
(抜粋)

『3 新たな事務拡大の抑制(規制の新設プロセスの強化)

既存の事務事業をスリムにすることと同時に、新たに過剰な事務をつくることを防止することが重要である。

(1) 昨年10月より規制を新設する際には、事前評価(RIA)が法的に義務付けられたが、現状では、以下の問題点がある(注)。

- ① 規制を新設する府省による自己評価のみとなっている。
- ② 事前評価書の公表のタイミングが遅い(現在は閣議決定直前)。
- ③ 定性的な評価にとどまっている。
- ④ 現在は、内閣法制局、総務省行政管理局及び財務省主計局が、それぞれ法的妥当性、定員、予算の観点から審査しているが、規制政策の観点から新設が妥当かどうかについて、省庁横断的な審査は十分には行われていない。

(注) OECD による加盟国の RIA の導入状況評価では、我が国は最下位。2005 年現在、30 か国中 25 か国で規制の新設に際し、規制により生じるコスト負担を試算するルールが導入されている。

(2) これらの問題点を解決するために、規制の新設プロセスがどうあればいいか、規制改革会議においてご検討いただきたい。』

出所:平成 20 年第 4 回経済財政諮問会議 有識者議員提出資料「政府機能の見直しに向けて」

対日投資有識者会議 海外ミッション調査結果(概要)(抜粋)

1. 経済協力開発機構(OECD)

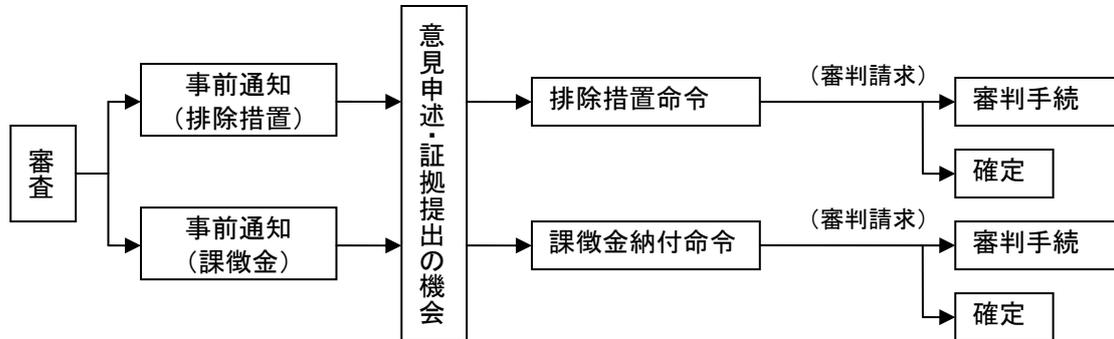
(1) パブリックガバナンス・地域開発局 Josef Konvitz 課長

(今後のOECDにおける活動)

- OECDでは、今後もビジネスに課される行政負担(administeral burden)については、検討を進めていく予定であり、日本の積極的参加を期待する。

独占禁止法関係資料

○ 独占禁止法の行政手続の流れ



出所:内閣府、「独占禁止法基本問題懇談会報告書資料集」(平成 19 年)

○ 独占禁止法の審査の適正手続の確保

※ 在日米国商工会議所 第 1 回分科会提出資料

「・適正手続の確保。独禁法違反容疑の取扱いに際しては、注意・警告に関して明確かつ透明な措置を講じる。これらの公表措置を受けた当事者に対しては、挙証責任を負わないことや中立的な法の裁定者の存在がないことに加え、調査対象に対して審問の機会を与えたり、事実関係や関連法令の解釈を提出する機会も確保されていないなど、法令上の基本的適正手続が与えられておらず、また、代理人を任命する権利や司法審査を受ける権利も認められていない。注意・警告を発した場合、被疑行為や当事者の名称が公表されると、評判や市場の面で深刻な影響が生じることになる。」

出所:在日米国商工会議所、第 1 回対日投資有識者会議分科会提出資料、『対日投資を促進する規制緩和に関する意見』

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI)

○ グレーター・ナゴヤ・イニシアティブの趣旨

グレーター・ナゴヤ地域 — 名古屋を中心とする半径約 100kmの愛知、岐阜、三重の三県等にまたがる実質的に一体の経済圏。

- 愛・地球博での理念を継承し、グレーター・ナゴヤ地域の企業、大学・研究機関、NPOなどの多様な人材が、対日投資活動、環境活動をはじめとする経済産業活動や科学技術研究開発の促進のために、活発な国際交流を行い、内外のネットワーキング・連携を拡大・深化させ、ソフトインフラを整備し、世界をリードする創造的経済社会の実現を目指す。
- このため、統一ブランドコンセプトによる情報発信・PR、多様な交流・連携の機会提供・仲介、関係機関・関係プロジェクトとの連携を推進する。
- 2004年7月20日に開催されたグレーター・ナゴヤ戦略会議において、以下の出席者がグレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI) のコンセプトに合意。
愛知県知事、岐阜県知事、三重県知事、名古屋市長、(社)中部経済連合会会長、東海商工会議所連合会会長、中部経営者協会会長、ジェットロ理事長、経済産業省貿易経済協力局長

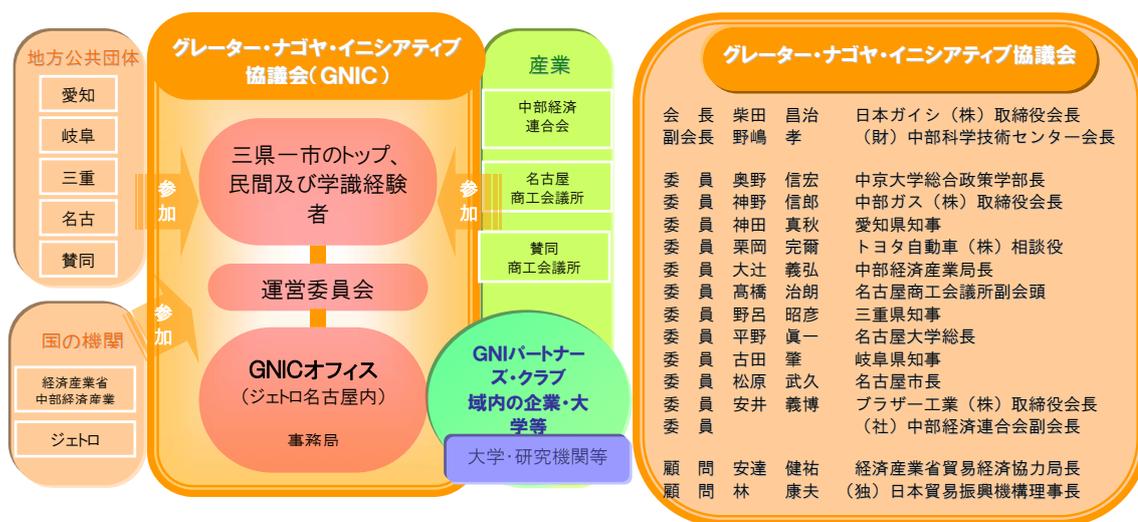
○ グレーター・ナゴヤ・イニシアティブの成果

- 国内外へのPR活動
ウォールストリートジャーナル、ビジネスウィークなど各誌に記事掲載。JETRO各海外センターを通じた広報、個別企業訪問を展開
- 海外へのミッション派遣(27回)
欧米等10か国で約180社への企業訪問等又、訪問都市でのべ26回のセミナーを実施。(セミナー参加人数は、約1190名)
- 海外企業招へい活動(341社)
セミナーを26回開催し、2900名以上の参加があった。セミナーにおける面談件数と、当地域の諸施設や個別の企業等への訪問の合計は約1120件に上る。そのうち相当数がビジネスコンタクトを継続。
- グレーター・ナゴヤ・イニシアティブシンポジウム(2007年10月)
グレーター・ナゴヤ地域の更なる発展と活性化を目指し、グレーター・ナゴヤの魅力向上に向けた取り組みについて理解を深めるとともに、海外企業向けにグレーター・ナゴヤの魅力を発信する場として、「グレーター・ナゴヤ・イニシアティブシンポジウム」を開催。(株)オリエンタルランドの田丸常務執行役員による基調講演の他、地域経済を活性化し、当地域の魅力を国内外に如何に情報発信していくか等につきパネルディスカッションを実施。
シンポジウムに併せて、外国人労働者との共生に向けた取組を紹介するワークショップを同時開催。

約 1120 件のビジネスマッチング → 相当数の案件がビジネスコミュニケーションとして継続

○ グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ推進組織

- グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会 Greater Nagoya Initiative Center (GNIC) 2006年2月、地方自治体、経済団体、企業、大学、研究機関、ジェトロ、中部経済産業局等多種多様な主体が参加して、GNI活動を推進する組織として、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会(GNIC)を設立。万博を契機として、海外への情報発信力を高め、優れた技術、情報、ビジネスモデル、創造的人材を当地域に呼び込んで、新しいビジネスチャンスを創出。世界をリードする創造的経済社会の実現を目指す。



出所: 経済産業省中部経済産業局作成資料から抜粋

対日投資有識者会議 海外ミッション調査結果(概要)(抜粋)

2. 英国**(1) 英国貿易投資総省(UK Trade and Investment) Brian Shaw ビジネス局長****(UKTIの誘致活動)**

- 英国をEU経済又はグローバル経済のゲートウェイとする狙いの下で活動。
- 民間のマーケティング経験者等を中心とする専門部署が英国市場それ自体の「マーケティング戦略」を立案。
- 多くの民間出身者から成る業種別、国籍別担当チームが連携し、企業毎に進出を支援。

(企業の要望のフィードバック)

- 外資とのミーティング結果は全て分析し、英国への要望を抽出。抽出した情報は担当省庁に連絡し、制度改善を促す。

フランス**(1) 対仏投資庁(Invest in France Agency) Philippe Favre 長官****(企業の要望のフィードバック)**

- 外資とのコンタクトの際に把握された要望事項は、年に2回、首相に報告する。

(誘致体制)

- 外資の誘致には、役人ではなく民間の営業スキルを持ったスタッフが必要。
- 例えば、首相直属の機関の設置などにより、外資が直面するあらゆる分野について改善を行える体制を用意することも重要。

(2) ジェトロ・パリセンター

- 対仏投資庁長官や関係大臣等によるトップセールスが積極的に行われており、対仏投資に貢献した日本企業を表彰する「日仏投資賞」も存在。